

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 小田島 峰雄

1 日時

平成 22 年 9 月 3 日（金曜日）

午前 10 時 1 分開会、午後 2 時 11 分散会

（現地調査 午前 10 時 2 分～午前 11 時 50 分 休憩 午前 11 時 50 分～午後 1 時 7 分）

2 場所

第 5 委員会室

3 出席委員

小田島峰雄委員長、岩淵誠副委員長、吉田洋治委員、伊藤勢至委員、三浦陽子委員、柳村岩見委員、嵯峨耆朗委員、及川あつし委員、久保孝喜委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

大森担当書記、熊原担当書記、佐々木併任書記、細川併任書記、三田地併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 保健福祉部

千葉保健福祉部長、根子保健福祉部副部長兼保健福祉企画室長、川上医師支援推進室長、石田保健福祉企画室企画課長、野原医療推進課総括課長兼医師支援推進室医師支援推進監、小田原地域福祉課総括課長、岡村長寿社会課総括課長、朽木障がい保健福祉課総括課長、奥寺児童家庭課総括課長、

(2) 医療局

田村医療局長、遠藤医療局次長、川上医師支援推進室長、大槻経営管理課総括課長、千葉医師支援推進室医師支援推進監

7 傍聴議員

斉藤信議員

8 一般傍聴者

4 人

9 会議に付した事件

(1) 委員席の変更

(2) 保健福祉部関係

(現地調査)

ア 県立杜陵学園の運営状況について

(3) 保健福祉部及び医療局関係

(請願陳情)

ア 受理番号第 87 号 花泉診療所問題についての請願

イ 受理番号第 88 号 花泉診療所問題についての請願

(4) その他

ア 委員会調査について

10 議事の内容

○小田島峰雄委員長 おはようございます。ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。委員の所属会派の異動に伴い、委員席をただいま御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小田島峰雄委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、県立杜陵学園の運営状況について、現地に出向いて調査を行います。調査終了後、議事堂に戻った時点で昼食休憩とした後、おおむね午後 1 時になると思われませんが、当委員会室において委員会を再開し、請願陳情の審査を行います。

それでは、バスで移動いたしますので玄関前まで御移動願います。

(休憩)

(再開)

○小田島峰雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願陳情の審査を行います。受理番号第 87 号花泉診療所問題についての請願及び受理番号第 88 号花泉診療所問題についての請願を一括議題といたします。

なお、請願項目 1 が保健福祉部所管、請願項目 2 及び 3 が医療局所管であります。

これらの請願につきましては、さきの委員会で、新たな常勤医師が着任するなど、請願が提出された時点と大きく状況が異なることから、請願者の願意等を確認するよう、当職に一任されたところでありますので、その結果を御報告いたします。

去る 8 月 26 日に、岩淵副委員長とともに請願者と面談しましたところ、請願者からは、請願項目 1 については、新たな常勤医師が着任し、その後も実績が積み上げられてきていることから、取り下げてもよいと考えている。

請願項目 2 については前段、すなわち常勤医不在の状況は改善されたが、後段、すなわち、医療局は、医療法人白光と交わした民間移管契約の前提である事業計画違反の状況を責任をもって改善することの部分について、事業計画違反の状況は改善されてきてはいるが、100%事業計画を満たしている状況ではないので、引き続き改善に御努力いただきたく、請

願項目として残したい。

請願項目3については、仮に診療所の運営が成り立たなくなった場合には、一たん無床化の状態に戻すことを前提としている。県民医療をどうするのかといった点について、県民を代表する県議会として、当局の姿勢をただしていただきたく、引き続き請願項目として残したいとお話がありました。

それに対し、こちらからは事業計画違反の状況の改善が必要とお話に関しては、事業計画上の常勤医師2名、非常勤医師3名の体制は、外来患者が50人あることが前提であるが、現在、外来患者は月平均で30人程度であり、事業計画自体が実施途上にある。

また、8月25日時点では、8名の入院患者もおり、それに対して十分に対応できている。民間の医療機関であり、経営の視点も重要であり、適切に息の長い経営をしてもらうためには、外来患者の状況に応じて柔軟な人員体制をしくことも必要であり、医師配置の前提である患者数の状況も見ていく必要があるのではないか。

診療所の運営が成り立たなくなった場合に、無床化の状態に戻すといったお話に関しては、署名活動など地域住民の努力によって復活した入院ベッドを廃止し、無床化の状況に戻すことは、地域住民が許さないのではないか。また、再び県直営による診療を求めるといったお話に関しては、今の県立病院は、過去最大の累積赤字を抱えており、県直営の病院に戻すことは現実的に困難である。紆余曲折があつて現在の状況に至っているが、現状を是として、不都合があつた場合には知恵を出し合つてよい方向に向かわせることが必要ではないか。

現在、花泉診療所では、新しい常勤医師の着任後、入院や施設の紹介、患者の看取りなどについて、町内の他の診療所や施設等とかなり密接なやり取りを行っている。また、診察に真摯に当たっており、このような先生が来てくれてよかつたと、患者から感謝の声も多く聞かれる。そのような点もしっかり見ていく必要があるのではないかといった話をいたしました。

このようなやり取りを経て、請願者から請願の取り扱いについて、持ち帰って検討したいとお話があつたところですが、去る9月1日に、事務局に対して本請願は取り下げない、請願3項目のうち、第2項目を中心に採択願いたいとの連絡があつたところでございます。

請願者との面談の結果については、以上でございます。

その後、当局から説明することはありませんか。

○大槻経営管理課総括課長 花泉診療所にかかる請願につきまして、用意させていただきました資料に基づきまして御説明を申し上げたいと思います。

まず、1の現在の医師の体制についてでございますが、前回8月3日の常任委員会で御説明しました時点と変わらず、施設の管理者である常勤医師1名と非常勤医師5名の体制となっております。なお、非常勤医師につきましては、これまで水曜日と木曜日の外来診療に携わっていた医師が8月いっぱい診療を最後にお辞めになってございますが、金曜日の夜から月曜日の朝までの入院患者への対応のため、非常勤医師1名を採用してございます。

その結果、非常勤医師は、前回御説明した時点と同数の5名となっているものでございます。

2の外来患者の状況についてでございますが、7月が687人、1日平均32.7人となってございましたが、8月は703人、1日平均33.5人と若干増加してございます。

3は入院患者の状況でございますが、8月1日から入院患者の受け入れを開始しておりまして、これまでのところ延べ94人、実人数にいたしますと17人の患者を受け入れているところでございます。8月31日時点では6人が入院中となっております。

4は外来診療に当たる医師の体制でございますが、月曜日から金曜日までの外来診療日は、常勤の医師が診療に当たるほか、月曜日、火曜日、第2・第4水曜日及び金曜日に非常勤医師が診療に当たっているところでございます。

5は医師の当直等の体制についてでございますが、月曜日、金曜日、土曜日及び日曜日は、先ほど御説明申し上げました非常勤医師が当直をし、火曜日から木曜日までの間は、常勤医師が当直及びオンコールで対応する体制となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○小田島峰雄委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 医師の体制についてはわかりました。今の事業計画について、看護師とか、そういったものを含めた全体の状況はどうなのか。

○大槻経営管理課総括課長 それでは、医療関係のスタッフの人数等について御説明申し上げます。まず、看護職員でございます。8月末の状況でございますが、看護職員につきましては正規の看護職員が2名、それから准看護師が3名、それから准看護師の臨時の方が1名、看護補助者が臨時の方、それから正規の方を合わせまして3名ということで、それから准看護師の学生の方が2名ということで、合計で11名となっております。これは6月末の時点よりも4名増加してございまして、最終計画の時よりも1名増加している状況になってございます。

それから、医療技術職員についてでございますが、診療エックス線技師、これについて1名入ってございます。検査技師が1名入ってございまして、医療技術者2名という体制になってございまして、最終計画時よりも2名増加となっております。

○嵯峨耆朗委員 先ほどの委員長の説明で、この計画は最終的に入院患者が19名、1日の通院患者が50名ということを前提に、必要な医師、そして体制だというふうなお話でした。要するに、もしかしたら常勤医師とか、そういった体制が整っていれば50名いくかもしれないですね。だから、50名いった時点で、今の計画が、医師数とかが必要な人数であるとか、どちらが先なのかかわからないけれども、その点はどういうふうに考えているか、ちょっとお聞かせください。

○大槻経営管理課総括課長 当初、白光のほうからいただいた事業計画の中では、外来患者は大体50名を超えるぐらい、それから入院患者は、当初は低めに見積もってございまして13名から始めようという予定でいただいているところでございます。

おっしゃるとおり、確かにどちらが先かというお話はあろうかと思います。今現在の状況として、入院患者も徐々にふえているという状況でして、私どものほうといたしましても、常勤のお医者さんの確保ということにつきましては、白光のほうにもいろいろと引き続き要請をしているところでございます、また白光サイドのほうでも引き続き常勤医師の確保に向けては御努力をいただいているというふうに考えているところでございます。

○嵯峨耆朗委員 全体としては、計画に向かって一步一步前進しつつあるというところだと思いましたが、さはさりながら、まだそこには至っていないということで、まだ経過の段階、その過程だと思います。

先ほど委員長の説明で、3の部分の医療局が責任を持って診療体制を確保し、というその診療体制は、多分有床のときの花泉診療所だったのかなというふうな認識だったのですが、そうではなくて、無床化された段階の診療体制ということでもいいのかという確認。

○小田島峰雄委員長 それは、私からお答えをいたします。請願者に確認をいたしました結果でございますから、そのとおりでございますが、この責任を持って戻せということはどういうことかということをごたしましたところ、無床診療所の状態に戻すこと、それを言っているのだという説明でございました。有床の病院ではなくて、無床診療所の状態に戻すことと、こういう御説明でございました。

(嵯峨耆朗委員「はい。わかりました」と呼ぶ)

○及川あつし委員 先ほど、委員長に次第を御報告いただきました。8月26日に正副委員長で御対応されたということで聞かせていただきました。私も会派に戻って説明をいたしかねる理解度でございましたので、可能であれば先ほどの委員長の読み上げた次第書の写しをいただけないか、取り計らっていただきたいと。

結論はわかりました。請願者は取り下げないと。2、3については特に吟味してくれという話はわかりましたが、ちょっと途中の経過で、主語がだれで、民間の医療法人のゆえに柔軟に云々と、それはだれが言ったのかとか、主語と中身を確認させていただきたいので、できれば次第書を御配慮いただければ助かります。

○小田島峰雄委員長 今の話は、今すぐ配付してほしいという意味ですか。

○及川あつし委員 後刻で結構です。

○小田島峰雄委員長 後刻で結構ですか。

○及川あつし委員 はい。

○小田島峰雄委員長 それでは、そのような取り扱いにさせていただきます。

○及川あつし委員 それでは、後刻お願いすることにして、1点だけ確認は、民間医療法人だから柔軟に云々と言った、その主語がちょっと、特にもわからなかったもので、その主語の部分はどなたでしょうか。委員長に伺いたいです。

○小田島峰雄委員長 もう一度確認します。医療法人白光と交わした民間移管契約の話ですね。

○及川あつし委員 はい。

○小田島峰雄委員長 これは、あくまでも請願者の方がお話をされた内容が前段でございます。そして、その後には私どものほうからお話をしたことが後段でございます。今、お話がありました及川委員、もう一回確認したいことを。

○及川あつし委員 確認したいことは、今、私が伺った理解では、民間の医療法人であるがゆえに外来患者数との整合性も含めて経営の観点から柔軟にというふうに分かっていたのですね。そのようにしてもいいのではないかなのような説明だったと思いますが、それはだれが言ったのですか。

○小田島峰雄委員長 それは、私から申し上げたものです。

○及川あつし委員 委員長の言葉ですね。

○小田島峰雄委員長 はい。いろいろお話をお伺いした後に、こちら側の考え方として、こういうこともあるのではないかという意味で申し上げたと。

○及川あつし委員 わかりました。取り扱いについてもいろいろ悩むところがあるわけですが、医療局の皆さんには1点だけ確認です。前回の8月3日の際には、御答弁の中で、2名の常勤体制が必要であるという御答弁がございました。近々見込みもあるような説明もございましたが、きょうの資料によれば、常勤医、非常勤医の医師体制については変化がないということでありまして、仄聞するところによると、まだ異動もあるのではないかなというような話も我々の調査では聞いております。これは正確を期すためにそれ以上は申し上げませんけれども、いずれ前回2名の常勤医師体制が必要という見解と、近々その見込みがあるという説明があったと思いますので、どうなっているのかをお知らせいただきたいです。

○大槻経営管理課総括課長 2名の常勤医師体制というお話でございますが、医療計画の時点で、外来患者が50名以上、それから入院患者も10名を超えるような状況となっていくと、お一人の常勤医師だけではなかなか大変だろうということで、いずれ計画時点で2名となってございますので、それに向けて御努力をいただきたいものだというふうに考えていると申し上げたと記憶しております。

それから、近々というお話でございましたが、新聞報道等によりますと、7月、それから10月ぐらいにもというお話はございましたが、その後のもう一人の常勤医師についてどうなっているかという部分については、現在、確認はとれてございません。

(及川あつし委員「はい。わかりました」と呼ぶ)

○久保孝喜委員 今のやりとりを踏まえて何点かお聞きしたいのですが、医療局として常勤医の体制については、お話のあった患者数50名、それから入院患者10名ということを一定の基準というか、前提として2名体制というのが事業計画の趣旨なのだと、こういう理解だということですが、今のお話の、今現在2名になっていないということにかかわって、医療法人白光側はどういう動きをしているのかということについては把握していらっしゃるのですか。

○大槻経営管理課総括課長 まず、白光のほうの動きということでございますけれども、私どもほうでもできるだけ常勤医が多いことは非常に望ましいことですので、常勤医の確保

については御努力をいただきたいということを申し上げてございますし、白光のほうでも、現在はそれに対して前向きにお探しになっているというふうには伺ってございます。

○久保孝喜委員 現在も医師確保に向けて努力をしていると、こういう理解だということでもよろしいわけですね。

そういう意味で、地域の皆さん方を含めて、この病院に対する信頼感というのが広がっていくことを大変期待しているわけですが、請願の内容にも若干触れてくるわけですが、単に病院がそこにあるというだけではなくて、民間移管の大前提が10年にわたる事業継続ということが前提になっているわけですので、その意味では安定的な、ある意味、地域の皆さん方に安心感を持って迎えられよう、そういう病院であり続けなければならない、ということなのだろうと思うのです。

そこで、一つ伺いますが、民間移管後の看護職員とか、その他の技術職員も含めてですが、退職者というのはどういう状況になっているのでしょうか。マンパワーがずっと行ったり来たり、出たり入ったりというような状況はないのかどうか。つまり、医療の現場の中で、そういうマンパワーが動いているとか、不安定だとか、そういったような状況がないのかどうかをはかる意味で、退職者の状況というのはどうなっているのかということをお聞きしたい。

○大槻経営管理課総括課長 看護職員の人数的なものについては把握はさせていただいてございますけれども、この人数の中での入れかわりといいますか、そういう部分については、大変恐縮でございますけれども、事細かに調査はしてございません。

数字の中で申し上げますと、最終計画時点よりも、看護職員については1名純増してございますし、看護補助者につきましても看護師の資格がある人に振りかえるというようなことも行ってございますので、そういった意味では充実に向かっているのかなと思ってございますし、医療技術者につきましても、当初は医療技術者の配置はなしで、お医者さんがすべてやるという計画でございましたけれども、その後、エックス線技師とか検査技師も入れてございまして、そういった部分では充実に向かっているのかなというふうには考えてございます。

○久保孝喜委員 最後にいたしますが、先ほど嵯峨委員のほうからもありましたが、結局医療の体制、スタッフの数を含めてですが、ドクターも入れて、それが充実していないから患者さんがなかなかふえないということなのか、それとも患者さんがいないから医師がふえないのか、ニワトリと卵みたいな関係がずっと続いているわけですね。しかも、この数字だけ見れば、余り8月以降の患者数もふえていないと。若干の増ということですよ。

そういうことからすると、医療局として、患者さんがもっと来ればいいというののもちょっと語弊があるのですが、地域の需要というか、医療に対する需要ということからすれば、この数字は十分に医療体制ができていないということではないというふうにお考えなのかどうか。だとすれば、それを充実させるために、もちろん医療法人側の努力も必要でしょうが、医療局として支援をしたり、あるいは手助けをしたりということが何かあるのかどうか、そ

の辺をどういうふうにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

○大槻経営管理課総括課長 まず、患者の数なのでございますけれども、私どものほうで最初に、白光とのお話の中で、基本となる患者数というものを考えたときには、その前にございました花泉地域診療センターの時点の外来患者の数というのが一つの基本になって話を進めたものでございます。その時点で 50 人ぐらいというイメージで考えてございました。

そういうふうなことからすれば、当時常勤医師が 1 名、プラス応援でやっていたという部分で、50 名ぐらいのところまで外来患者は必要があると思っています。ただ、白光の場合は、これに加えまして、今入院患者もとってございますので、そういった意味で、50 名ぐらいの外来患者を診た上で、入院患者もお世話するという話になると、もう少しお医者さんの数があつたほうがよろしいのではないかなというふうに考えております。

(久保孝喜委員「医療局として何か、ふやすというか」と呼ぶ)

○大槻経営管理課総括課長 失礼しました。地域の中での、特に開業医とか、それから施設、こちらのほうとの連携ということが地域の病院として非常に大事ではないかと考えておりまして、新しい施設の管理者——院長先生がいらっしゃってから、精力的に地域の開業医とか、それから施設のほうに足を運んでいろいろ連携されている。そういった中から、私どものほうも施設のほうに実際にお話を——電話でございましたが——伺ったのでございますけれども、介護老人保健施設とか、特別養護老人ホーム、町内といたしますか、地域には二つございますけれども、そことのお話では、本人、それから家族の方々から花泉診療所への入院を希望する方も多いというふうな話も伺ってございますので、実際にそういったところから、入院受け入れ開始後に 1 名から 2 名ぐらいの入所者が花泉診療所に入院しているという事例もあるようでございます。そういった部分でのネットワークを広げていただきまして、そういった中で患者の数がふえていくということを望んでいきたいと考えております。

○小田島峰雄委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小田島峰雄委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。いかがいたしますか。

○伊藤勢至委員 私から見ますと、1、2、3は、いずれもクリアをしてきたというような思いがいたしております。したがいまして、これは本来取り下げただけであれば一番いいわけではありますが、ただ主観的な考え方もいろいろあるということから、片方はクリアしている、いやもっともっとだという、こういうことは人の命にかかわること、これを今の段階で黑白をつけるのはちょっと早いのではないかと。したがいまして、今後も経緯を見ながらもうちよつと議論を進めていってもいいのではないかと。したがいまして、これを継続にしていきたいと、このように思います。

○柳村岩見委員 花泉診療所については、地域の方々の願いに沿った形に早くなるように願うところであります。その上での話でありますけれども、先輩委員さんもおられる中で大

変恐縮な話でありますけれども、私ども請願の審査については慎重なる審査をやってきております。そして、この請願は改善に向かった部分もあり、これから課題として残された部分もございます。

そうした中で、私は請願についていつも思うのでありますけれども、請願を出される方は、サンドイッチの中に、1、パン、2、サラダ、3、パン、こういう形で出されます。そして最近では議会において、審査において、結果として、1は願意がわかる、3もわかる、2はちょっとできない。だから1と3は採択でいいのではないか、2は不採択、こういう処理がされます。

私は孫に、この食べ物はサンドイッチなのだ。パンとサラダとパン、それを一緒に食べるのだよと教えています。ばらせば、理解できる部分と理解できない部分が生じる。しかし、それは全体として一つの大項目を掲げた請願であります。改善されていること、されていないこと、今後課題として残ること、それを一緒にくたに審査しなさい、審査してください。我々は慎重なる審査をしたい、禍根を残さない審査をしたい、そう思ってやっているときに、一緒にくたに審査してくださいと、こう請願をされる。その姿もいかがかなと、私どもは真剣な慎重な審査をする上において思うところであります。

しかしながら、今も花泉診療所、常勤、非常勤医師あるいは看護師という体制の中では、あるいはまた入院患者のニーズということでは変化をいたしております。継続にされたらいかがでしょうか。

○及川あつし委員 結論的に言えば、伊藤勢至委員、また柳村岩見委員と同様、継続の取り扱いをしていただきたいと思えます。理由は、会派として議論をして決定をし、紹介議員としてサインしておりますので、所要の会派内の議論も必要だということが理由であります。

委員として私見であります。意見として申し上げさせていただければ、柳村岩見委員の例えと同じかなというような感じがしております。状況がこれだけ変わってきている部分もありますので、今この時点でこれをトータルの請願として採択だというのもちょっと無理があるのではないかなという気がいたしております。よって、そうした議論も含めて、会派内で再度議論をいたしたいので、継続の取り扱いをお願いしたいと思います。

○久保孝喜委員 取り扱いは継続ということで、私もそうすべきだというふうに思いますが、一つだけ申し上げさせていただくと、前々回の委員会の折でしたが、委員会として現地を見るべきだという話をしてまいりました。当時は、まだ常勤医が配置されていなかったというように記憶しておりますので。常勤医も1名であります。確保されている、入院患者も出ているという事態を踏まえて、継続をしつつ、現地の状況、あるいは病院関係者のお話を聞く機会というのは、委員会として私は当然持つべきだろうというふうに思えます。それだけでなく、県立病院、県有施設が民間に移された初めてのケースでありますから、委員会としての責務として、ぜひその辺を含み、継続という形にさせていただければいいなと思っております。

○伊藤勢至委員 ただいまの久保委員の発言に関連をするのであります。こういう請願

を受けておる現在、黒白がつかない間に、我々県議会が、バッジをつけた人間がぞろぞろ行きますのは、ある意味ではどちらかの局面にプレッシャーを与えかねない、そういうことも我々は配慮すべきだと。行ってみれば何でもいいというものではありませんで、仮に火災が発生した場合、私は消防団を29年やりましたが、一番先に来た人には手伝ってもらいたい。いわゆる野次馬は要らないのです。したがって、そういったことを考えました場合に、この請願の取り扱いが決まっていないうちに現状を見るというのは、ある面では別なプレッシャーを与えかねないと。したがって、我々はそこは自粛をするべきだと思います。したがって、現地調査はもうちょっと先でもいいというふうに思います。

○小田島峰雄委員長 ただいまの現地調査に関する件については、また当職に御一任をいただきたいと思いますが、いかがですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小田島峰雄委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小田島峰雄委員長 継続審査との意見でございますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小田島峰雄委員長 御異議なしと認め、よって受理番号第87号花泉診療所問題についての請願及び受理番号第88号花泉診療所問題についての請願は、継続審査と決定いたしました。

以上をもって、受理番号第87号花泉診療所問題についての請願及び受理番号第88号花泉診療所問題についての請願の審査を終わります。

以上をもって、保健福祉部及び医療局関係の請願陳情の審査を終了いたします。

この際、何かありませんか。

○三浦陽子委員 前回といたしますか、地域周産期母子医療センターの認定のあり方についてということで、保健福祉部医療推進課のほうから資料が届いておりますが、これにつきまして何点か伺いたいと思います。報道によりますと、現場の医師の混迷ぶりが報道になっておりますが、県としては、現実に関係者の意見を聞きながら検討を進めるというふうな回答が来ておりますけれども、そのあたりもう少し詳しくお知らせいただきたいと思います。

○野原医療推進課総括課長 今回の周産期母子医療センターの認定にかかる経緯等につきましては、過日委員の皆様方に県の見解という形で御紹介させていただいたところでございます。

こちらにつきましては、重複いたしますが、経緯を紹介させていただきますと、本県周産期医療につきましては大変厳しい状況でございます。この医療資源が少ない中であって、限られた医療資源を生かしていくためには、産科医療や新生児医療といった特徴のある機能を備えた医療機関が連携し、地域全体で周産期医療を提供するということが重要と考えてございます。

こうした観点から、昨年度から岩手中部地区において周産期母子医療センターの検討を

行ってまいりました。こちらは両病院、また関係大学と複数回にわたりまして意見交換を行いまして、その後、周産期医療協議会の議論を経て認定に至ったというものでございます。報道のほうでは、後日ドクターのほうからの声という形で紹介があったところでございますが、こちらの報道があった後に、両病院をお訪ねいたしまして意見交換等をさせていただいたところでございます。

こうした中であって、若干発言の意図するところが正確に伝わっていなかったと。これに関する戸惑いがありますとか、また6月に両病院が認定になったわけでございますが、その後各種連携について、両病院が一緒に進んで認定の効果というのが非常に出てきているということもありますよということは御意見をいただいたところでございます。そういったことを踏まえまして、認定についての効果が着実に上がってございますので、そういったことを県民の皆さん方にきちっとお知らせする必要があるということをお考えまして、今回県議会議員の皆様を経緯をまとめてお示ししたということでございます。

○三浦陽子委員 システムとしては大変重要な問題で、これがきちんと機能すればすばらしい周産期医療体制が整うと思っておりますが、この協議会の中のメンバーに現場の声が届いていなかったように報道されているので、このあたりの進め方、協議会のあり方については何か工夫というものが必要なのか、それともこのままで大丈夫だというような御見解でしょうか。

○野原医療推進課総括課長 認定にかかる進め方でございますけれども、周産期医療協議会の中に部会を今年度設けまして、その中に周産期医療センターの先生方に入ってくださいまして、御意見をいただきながら進めてきました。また、個々具体的話もございまして、また、今後の認定の進め方につきましては、現在県境を挟んだ患者さんの動向調査なども行ってございます。こういったような周産期医療を取り巻く状況などもきちっと分析した上で、また現場の先生方と直に、我々一同も回りまして、意見交換などもしながら今後のあり方等についてはきちんと御意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

○三浦陽子委員 最後になります。こういう報道を通じて、県民の方々、特に妊産婦さんたちが不安な状態に陥るような状況もあるのかと思っておりますので、そういうところに関しまして、少しでも安心感を与えるようなそういう取り組み、そしてそれをしっかりと県民に知らせる、そういう取り組みをお願いして質問を終わります。

○嵯峨耆朗委員 いわてNPOセンターの一連の出来事についてですけれども、報道等によると県長寿社会振興財団、県福祉基金、両者がNPO法人に対して130万円、そして38万7千円の返還を求めているということですが、県はどのようにこれにかかわっているのか。かかわってなければいいのですけれども、ちょっとその辺をお聞かせ願いたいと思います。

○岡村長寿社会課総括課長 両財団に対する県の対応についてでございますけれども、私ども県保健福祉部の立場といたしましては、財団法人の指導機関といたしまして、いわてNPOセンターの包括調査を県で実施した経緯を踏まえまして、5月27日付で両財団に指導

の文書を発していきまして、補助金の適正執行等の確認等、指導を行ってございます。

それらを踏まえまして、両財団のほうでは、6月以降、それぞれの財団のほうからいわてNPOセンター、あるいは前理事長等、関係者に調査等を行いまして、補助金の執行の状況等を確認の上、それぞれ補助金の全部についての取り消し、あるいは一部取り消しというような検討をいたしまして、8月27日……。

○小田島峰雄委員長 岡村総括課長、もう少し大きな声で答弁をお願いいたします。

(嵯峨壱朗委員「聞こえない」と呼ぶ)

○岡村長寿社会課総括課長 失礼しました。8月27日付で岩手県福祉基金、岩手県長寿社会振興財団の両財団から特定非営利法人いわてNPOセンターに対しまして、補助金交付決定の取り消し、あるいは交付資金の返還について通知したというところを報告いただいております。

補助金の返還等につきましては、それぞれの法人のほうで取り扱っているということでございまして、県のほうでは推移を見守っているような状況でございます。

○小田原地域福祉課総括課長 私どものほうの所管する財団法人岩手県福祉基金に対しましては、先ほど長寿社会課総括課長から説明したとおりでございますけれども、所管する福祉基金につきましては、対応につきまして弁護士と十分に相談をして、その結果につきまして、不正受領にかかる手口が悪質であるということにつきまして刑事告訴の進めておりますということと、それから8月27日付で助成金の一部返還の交付決定取り消しを決定いたしまして、返還請求をしているところでございます。この取り扱いについては妥当なものというふうに考えているところでございます。

○嵯峨壱朗委員 県のかかわりは指導、もしくは推移を見守るというかかわりだけでいいのですか、今の説明ですと。

○小田原地域福祉課総括課長 地域福祉課におきましては、8月24日及び25日に福祉基金に対しまして事務指導監査を実施いたしまして、助成審査事務等の状況を検討させていただきまして、その結果につきましては、助成事業の完了確認事務の見直し、強化、その点につきましては、さらに検討の余地があるということで指導しておるところでございます。

○岡村長寿社会課総括課長 県と財団の関係でございますけれども、業務の執行、補助金交付事務等につきましては、福祉基金に対するものと同様の指導をしております。公益法人に対する指導につきましては、3年に1回の定期的な指導については今年度の秋に予定してございます。なお、財団法人のほうで事業を実施しております内容につきましては、毎年度随時交付決定の審査の状況を含めまして、県のほうでも一定の関与を持って指導をしているという状況でございます。

○千葉保健福祉部長 一言補足させていただきますと、県としては、いずれ指導監督官庁という立場で両法人につきまして適切に指導してまいりたいと考えております。また、私自身は保健福祉部長の充て職ということで両法人の理事にもなっておりますので、理事会の中で、内部のほうでも働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

○嵯峨耆朗委員 わかりました。要するに、この財団の運営とか、基金とかは、県からの補助金で成り立っている部分はあるのですよね。全くないのかな。ですから、指導監査は当然として、部長が理事として入っているということですから、これはきちりやっているのでしょうけれども、県のかかわりはもっと深いものではないかなという認識のもとには聞いています。ただ単に全く関係ない団体とかではなくて、言うまでもなく宮舘副知事が理事長になっていると書いていますので、そういった面からすると、もっと深いものではないかなという気がするのです。

ですから、ただ単に指導ですとか、推移を見守るとかというよりも、若干当事者意識が薄いような気がして見ているのです、私はさっきの答弁聞いていると。ですから、直接的ではないにしろ、かなりもっと、やっているのでしょうけれども、もっときちりとやってもらいたい。

そして、この後、この両法人は告訴の手続を進めているという話でありました。実際にはこれだけでなく、いわてNPOのセンターのほうにはいろいろ県全体として委託というか、やっているわけですよね、業務。そういった意味ではもっと包括的な部分で問うていかなければならないけれども、こちらの部がかかわっている部分については、二度とないようにも含めてですけども、もっとあるような気がするのです、実際、これだけではなくて。そういったものも含めてきちり監査してもらいたいと思います。所感があつたら伺いたいと思います。

○千葉保健福祉部長 まず、事務的に申しますと、この二つの今おっしゃった助成金事業については、特に県の公金等が直接かかわっているものではございません。しかしながら、今お話しございましたように、長寿社会振興財団は基本的に県からの出資金等で設立され、それらの原資を活用されて運用されていると。また福祉基金のほうは、これはまさに県民の浄財が集まってできて、そのお金を活用して助成制度をつくっていると。そういう意味では公的性格の強いものでありますので、十分通常の団体の通常の助成制度よりは、公的な視点はより高いものがあるということは、当然考えています。

一応指導とは申しておりますが、その辺細かい意味で言うと、お話を伺いながらも指導もしているところがございますし、いずれ私どもとしては、そういう意味である程度、一定の関与といいますか、をしているつもりでございます。これについては十分、今後とも引き続きそのような姿勢で臨んでまいりたいと考えてございます。

○及川あつし委員 四つあるので手短かにやらさせていただきます。

今、財団の話が出たので順序を変えて、県長寿社会振興財団は、国の新しい公益法人制度、公益法人改革の中で、平成25年11月13日だったと思いますが、それまでに財団法人と社団法人は全部、次の法人はどのようにするかということで申請しなければいけないということになっていますが、この財団はどうなりますか。

○岡村長寿社会課総括課長 長寿社会振興財団につきましては、本年度から公益法人への移行を前提にいたしまして、調査、検討を行った上、公益法人への移行について実質的な手

続きを進めておるところです。

○及川あつし委員 今お話ししたのは県の関係、きょうは問題点の指摘ということで、後で御検討をいただきたい話をいたしたいのですけれども、御案内の公益法人改革については、今申し上げましたけれども、平成 25 年までに、今の社団も財団もきちんと申請をしてやらなければ解散の手续に至るということでありまして、資産等があれば没収ではないかというのが通例のようなのですけれども、そういう状況だと聞いています。

今、県内に 300 余り公益法人があるようなのですけれども、きょうも確認しましたけれども、現段階で申請が出ているのはわずか四つということでありまして、県が関係している財団等については、皆さん行政のプロですから平成 25 年までにはしっかりやられるだろうと思えますけれども、その他の法人についてなのですけれども、どうも制度の変更についての理解が少ないというのが一つと、制度変更に伴っていろいろ検討している財団、社団も相当頭を悩ませておりまして、恐らくこのペースでいくと平成 25 年までに手続というか、申請が未了で解散をして問題が起きる可能性が非常に高いのではないかなというふうに先日も有識者の方から私も指摘を受けました。

保健福祉部の皆さんにお願いをしたいのは、今の公益法人の形で保健福祉分野の事業をやっているところはかなりあると思うのです。ここについては公益社団にするか、公益財団にするか、また社会福祉法人にするか、いろいろな選択肢があると思うのですけれども、この公益法人改革の手続に伴って、法務学事課のほうは体制を強化していると思うのですけれども、社会福祉法人を所管している保健福祉部のほうでは、必要があるかどうかの検討をしているかどうかということと、必要があればそういう法人の申請手続等の体制の強化というのをやらないとちょっと大変なことになるのではないかなという懸念がありましたので、きょうは問題点を少し御指摘したいということで御質問をさせていただきますが、いかがでしょうか。

○根子副部長兼保健福祉企画室長 今公益法人改革のお話ありがとうございました。本保健福祉部が所管している公益法人でございますが、社団法人が 35、それから財団法人が 23、計 58 団体。それで、直接はそれぞれの担当課でそれぞれの社団なり財団、関係あるところが担当になるということになってはいますが、先ほどお尋ねがありましたように、平成 25 年の 11 月 30 日までが延長期限でございますので、それまでに移行しなければ解散という形になるものでございますので、それぞれの法人について、そういった PR をしながら指導してまいりたいと思っています。

それで、今それぞれ担当課にある程度、法律の知識のある職員を配置してございますので、その中でいろいろと御相談に応じながら進めてまいりたいと思っております。今後、いずれ状況はいろいろ変わるかと思いますが、その辺の状況を見ながら体制強化するかどうかも含めて、それは検討していきたいと思っています。

○及川あつし委員 まだ申請が四つしか出ていないということでもありますので、このペースでいくと、県が関与していない部分についても、社会福祉の分野でいろいろ課題があろう

と思いますので、一たん課題を整理して御対応をぜひお願いしたいと思います。

2点目は、これも根子副部長になるか、部長になるか、基金事業についてであります。麻生内閣の末期に経済危機対策でいろんな基金事業がございました。現在執行中でありまして、平成22年度で時限が切れるもの、平成23年度で時限が切れるもの、それぞれあると思うのですが、保健福祉部所管の基金事業、この執行状況をまず教えていただきたいと思いません。

あわせて、特に平成22年度で切れるものについては、まだ国から方針が示されていないと思うのですけれども、返還ということになるのかどうなのか、その見通しがあれば教えていただきたいと思いません。

○千葉保健福祉部長 具体的内容については企画課長から答弁させますが、いずれ私どもとしては、極力基金については活用させていただきたいというのが基本的な考え方です。しかしながら、例えばさまざまな形で啓発、PRしている部分もございます。あるいは直接御紹介あるもの、補助金の性格によって多々あるわけですが、一部国の制度がちょっと固くて、なかなかうちの県では使いにくいというのがありますので、それについても、かねてから要望等はしておりますが、なかなか実現に至っていないところもございます。基本的には、できるだけお返ししないで、県内で有効に活用したいという方針で臨みたいと考えているところでございます。

○石田企画課長 当部の基金関係につきましては九つの基金がございまして、現時点におきまして、総額につきましては325億3,400万円余でございまして、昨年度までに44億1,000万円余を繰出ししまして、今年度は263億5,400万円余でございまして、終期につきましては、今年度終わるもの、あるいは平成25年度までに終わるものがございまして、今の見込みでございまして、トータルで307億6,500万円余、率にいたしまして約94.6%になるものでございます。

○及川あつし委員 部長がおっしゃられたように有効に、また制度変更についても国にぜひいろいろ働きかけていただきたいのと、あとはきょうはこれも問題点の指摘なのですが、最近基金ブローカーという方がいらっしゃるようで、皆さんの耳に入っているかどうかかわからないのですが、いろんな事業者に、国にこういう基金があつて県にいっぱい金が余っているんだと。我々に任せてもらえれば県と国からお金を引っ張ってきて、こういう事業ができるからどうですかと持ちかけてくる方がいらっしゃるようです。ある意味、正当な商行為だとは思いますが、相当なコミッションを要求してやっているというふうに聞いておりますので、執行残が見えてくるとともに、そうした方も、暗躍とは申しませんが、活躍しているようですので、後でトラブルにならないように、ぜひ周知徹底をお願いしたいというのが2点目であります。

3点目は、子ども手当についてであります。これは市町村の事務でありますので、県が直接的にということではありませんが、子ども手当の支給が開始されております。これも全県の執行状況等、もしわかるのであれば教えていただきたいと思いません。

○奥寺児童家庭課総括課長 子ども手当の支給状況でございます。この6月に第1回の定期払いが実施されました。これは初回でしたので、4月分、5月分の2カ月分の支給ということでございます。支給実績でございますけれども、児童数で延べ29万4,098人。これは2カ月分でございますので、これの延べということで、単純にこれを2で割ると大体の実数のものが出るということになります。それから、総支給額でございますけれども、38億2,327万4,000円となっております。

○及川あつし委員 私も中3の娘が1人いますので、ぎりぎりいただいたわけでありましてけれども、はがきに返還もできますという書き方をしているのです。あれっと思って見たのですけれども、各市町村、そういう取り扱いをしているかどうかということと、返還している額がどの程度になっているのか、もしわかればという意味で質問します。もう一点わかればで結構です。

○奥寺児童家庭課総括課長 法律の中でも、一たん受給して、それを市町村に寄附するというような、そういう規定はございますので、そういう御案内もしていると思います。それで、今現在県内の市町村で寄附を申し出たケースはないと承知しております。まだ実績はないと。

○及川あつし委員 折に触れてその寄附の状況もまた数カ月後お尋ねしたいと思います。

最後になります。医療局にお尋ねであります。過般岩手町の集中豪雨の災害がございまして、我々も現地の調査等に行っていました。その際、首長さんや、また職員の皆さんといろいろ観点も議論したのですが、県立沼宮内病院の話も議題に出まして、いろいろ意見交換をさせていただきましたけれども、そろそろかなというような感じもしておりますが、現在の検討状況と今後我々にどのようなスケジュールで今後の計画についてお示しをいただけるのか、その見込みについてもお知らせをいただきたいです。

○大槻経営管理課総括課長 前回の常任委員会の際に、8月の時点での町のほうの様子という部分について御説明申し上げましたけれども、その後1カ月たった時点での町としての住民に対する、講演会を行うとか、そういう啓発活動という部分については動きはございません。あとは町といたしますと内々、民間の医療法人というところと実施に向けての調整を行っているというように聞いてございます。

それから、あとは今後の予定というふうなお話でございますが、私どものほうといたしますと、去年の12月からことしの1月ぐらいにかけて、岩手町のほうといろいろ協議をさせていただきまして、診療所化の話ですが、1年延ばした格好になってございますけれども、条例の審査、条例の提案時期、こういったものもございまして、10月をめどに、ある程度の方向づけ、めどをつけていただきたいということは申し上げてまして、それに向けて町のほうも動いているというふうに承知しているものでございます。

○及川あつし委員 もう一点は、大迫ですね、介護系で云々という、地元の動きがあるようですので、これについては報道の限りかなと思うわけですが、改めて委員会で状況について御報告をいただきたい。

○大槻経営管理課総括課長 花巻市大迫地域診療センターの空きスペースの利用ということで、これは昨年来、市のほうともいろいろと私どもでお話しをしてまいったわけですが、市の方でも、市のほうである程度、地域の方々と活用策について話し合っているというお話がございまして、これまで市のほうが主体となって進めてきた経緯がございまして。

そういった中で、先般新聞報道にもございましたけれども、地域の有志の方が特別養護老人ホームというような形で空きスペースを活用できないかというお話で、市のほうも、それまでの市のほうから提案していた部分というのは、介護老人保健施設という話でございましたけれども、特別養護老人ホームという方向で、ある程度市のほうもその方向に向かって検討しようという話だったと聞いております。

その後、花巻市のほうからは、その話し合いの概要については御一報があったわけですが、詳しいお話ということについては、まだ私どものほうと相談はされていない状況でございます。市のほうから御一報があった時点では、今後手続を進めるに当たりまして、空きスペースの活用という、私どものほうだけではなくて、法人の設立等についても問題といたしますか、課題が出てくるかと思っておりますので、そういった部分については、市のほうと今後も御協力をお願いしたいということで、今後そういった部分を話し合いながら、地域の方々も入れて話し合いながら進めてまいりたいと考えております。

(及川あつし委員「ありがとうございます」と呼ぶ)

○小田島峰雄委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小田島峰雄委員長 ほかになければ、これをもって本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでございました。委員の皆様には、当委員会の委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の全国調査につきましては、さきの委員会において、10月27日から29日までの日程で実施する旨、決定しているところではありますが、その詳細につきましては、当職に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小田島峰雄委員長 ありがとうございます。御異議がないようでございますので、さよう決定いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。